

指定介護老人福祉施設

利用契約書

(重要事項説明書)

「指定介護老人福祉施設」入所契約書

_____（以下「契約者」という）と特別養護老人ホームみどり園（以下「事業者」という）は、契約者が特別養護老人ホーム（以下「施設」という）における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービス等を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

第1章 総 則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護福祉施設サービスを提供します。

- 2 事業者が契約者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容（ケアプランを含む、以下「施設サービス計画」という）は、別紙『重要事項説明書』に定めるとおりとします。但し、事業者は、施設サービス計画が作成されるまでの間、契約者の能力に応じて、適切な介護サービスを提供します。
- 3 契約者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条（施設サービス計画の決定・変更）

事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。
- 3 事業者は、6ヶ月に1回、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。
- 4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第3条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、契約者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

第4条（介護保険給付対象外サービス）

事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 契約者が使用する居室の提供

- (2) 契約者の食事の提供
 - (3) 契約者が選定する特別な居室の提供
 - (4) 契約者が選定する特別な食事の提供
 - (5) 契約者に対する理美容サービス
 - (6) 重要事項説明書の定めるところに従って行う契約者からの貴重品の管理
 - (7) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
- 2 前項の他、事業者は、契約者の日常生活において通常必要となるものに係るサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて 契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第5条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 事業者は運営規程を遵守するものとします。

第2章 料 金

第6条（サービス利用料金の支払い）

- 1 契約者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）
- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は居住及び食事に係る費用と契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。
- 4 前3項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを事業者が指定する方法で支払うものとします。
- 5 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

第7条（利用料金の変更）

前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 前条第2項及び第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
- 6 事業者は、契約者の請求に応じて施設サービスの提供についての記録を閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第9条（守秘義務等）

事業者、サービス従事者または従業員は、介護福祉施設サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約終了後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第19条に定める契約者の円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供する際には、予め文書にて契約者の同意を得るものとします。

第4章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但しその場合、事業者は契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第11条（契約者の禁止行為）

契約者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙

- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- (3) 入所規則その他において事業者が定めた以外の物の持ち込み

第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

第12条(損害賠償責任)

事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者及びその家族並びに身元引受人等が、契約締結の際にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者及びその家族並びに身元引受人等が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第14条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第6条第5項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

第15条(契約の終了事由)

契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
- (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (6) 第16条から第18条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第16条 (契約者からの中途解約等)

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、第7条第3項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。
- 3 契約者が、第1項の通知を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。
- 4 第6条第5項の規定は、本条に準用されます。

第17条 (契約者からの契約解除)

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- (2) 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第18条 (事業者からの契約解除)

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (4) 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、又は、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

- (5) 契約者が連続して3ヶ月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- (6) 契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

第 19 条 (契約の終了に伴う援助)

本契約が終了し、契約者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行うものとします。

- (1) 病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

第 20 条 (契約者の入院に係る取り扱い)

契約者が病院又は診療所に入院した場合、3ヶ月以内に退院が見込まれ、かつ退院された場合には、退院後も再び施設に入所できるものとします。

- 2 入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者に支払うものとします。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中に居住費を支払う期間は、国が定める期間内に限定されます。
- 3 契約者の3ヶ月を超える入院が見込まれる場合、事業者が契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院されたときには、事業者は再び施設へ入所できるよう努めます。
- 4 契約者が病院又は診療所に入院した場合、入院した翌日から1月あたり6日間、入院が月をまたぐ場合は12日間を限度に、別に定める料金体系に基づく所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差引いた差額分(自己負担分)を事業者に支払うものとします。
- 5 事業者は、契約者の同意のある場合には、その入院期間中、当該居室を短期入所生活介護等に活用することが出来ます。この場合、契約者は前項の利用料金(居住費及び自己負担額)を支払う必要はありません。

第 21 条 (居室の明け渡し—精算—)

契約者は、第 15 条第二号から第六号により本契約が終了した場合において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 10 条第 3 項 (原状回復の義務) その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。

- 2 契約者は、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金 (重要事項説明書に定める) を事業者に対し支払うものとします。
- 3 契約者は、第 19 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまでは居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。但し、事業者が援助を完了した時には、契約者は直ちに居室を明け渡し、かつ、前項の所定の利用料金を直ちに支払う義務を負うこととなります。なお、この場合には、実際の退所までの間に介護保険給付のあったときには、この給付額を控除した残額を契約者に負担していただきます。
- 4 第 1 項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 6 条

第5項を準用します。

第22条（身元引受人）

身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
 - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
 - (2) 本契約が終了した場合、事業者と協力して契約者の状態に応じた受入先を確保すること
 - (3) 契約者が死亡した場合、速やかに遺体及び残置品の引取り等必要な処理を行うこと
- 3 事業者は、契約者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 4 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 5 事業者は、契約者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で契約者の残置品を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金額から差し引くことができるものとします。
- 6 契約者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは破産した場合には、新たに身元引受人を立てるように努めます。
- 7 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更等を通知することにいたします。

第23条（一時外泊）

契約者は、事業者の同意を得た上で、原則として1月に連続7泊、月をまたぐ場合、最大で連続13泊を限度として、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、契約者は外泊開始日の2日前までに事業者に届け出るものとします。ただし緊急やむを得ない場合の届出はこの限りではありません。

- 2 前項に定める外泊期間中において、契約者は居住費及び重要事項説明書に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第7章 その他

第24条（代理人の指定）

契約者は、契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意します。

記

住 所
氏 名
連絡先
続 柄

第 25 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者及び身元引受人からの苦情に対して、苦情を受け付ける受付担当者および苦情解決責任者等を選任して適切に対応するものとします。

第 26 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者もしくは身元引受人と誠意をもって協議するものとします。

2009/4/1

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者(身元引受人)、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

契約者(利用者)

住所

氏名

印

事業者

住所

兵庫県揖保郡太子町山田664-14

事業者名

社会福祉法人 太子福祉会

代表者氏名

理事長 荒尾 潤

印

契約者は、署名が出来ないため、契約者本人の意思を確認のうえ、私が契約者に代わって、その署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

印

(契約者との関係)

身元引受人

住所

氏名

印

(契約者との続柄)

電話番号

FAX番号

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(兵庫県指定第 2872200304 号)

当施設はご契約者に対し指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 太子福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 揖保郡太子町山田字大山 6 6 4 - 1 6 |
| (3) 電話番号 | 0 7 9 2 - 7 7 - 5 0 0 0 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 荒尾 潤 |
| (5) 設立年月日 | 昭和 5 4 年 2 月 1 6 日 |

2. ご利用施設の概要

- | | | |
|-----------------|---------------------|---------------|
| (1) 建物の構造・延べ床面積 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 | 地上 3 階建 |
| (2) 併設事業 | | |
| 訪問介護 | 兵庫県指定第 2872200049 号 | みどり園 |
| 通所介護 | 兵庫県指定第 2872200049 号 | みどり園 定員 6 0 名 |
| 短期入所生活介護 | 兵庫県指定第 2872200049 号 | みどり園 定員 2 0 名 |
| 居宅介護支援事業 | 兵庫県指定第 2872200049 号 | みどり園 |

3. ご利用施設

- (1) 施設の名称：特別養護老人ホームみどり園
- (2) 施設の種類：指定介護老人福祉施設 平成 12 年 4 月 1 日兵庫県指定 2872200304 号
- (3) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (4) 施設の所在地：加古川市平岡町土山字川池 4 2 3 - 9
 第 2 神明 明石西インターより北へ、東洋ゴム前を左折
 J R 土山駅から北へ徒歩約 3 0 分
- (5) 電話番号 : 0 7 8 - 9 4 1 - 6 7 0 0
- (6) F A X 番号 : 0 7 8 - 9 4 1 - 1 7 6 3
- (7) 施設長（管理者）：日下部輝男
- (8) 開設年月：平成 3 年 5 月 1 日
- (9) 入所定員：5 0 人

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合には、退所していただくことになります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。このような場合には、ご契約者は、これにご協力下さるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」で定めます。「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）

- ① 当施設の介護支援専門員（ケアマネジャー）に施設サービス計画の原案作成やその為に必要な調査等の業務を担当させます。
- ② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③ 施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

6. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備 考
1人部屋	2	1人当たり9㎡、各居室トイレ・洗面所完備
4人部屋	12	1人当たり9㎡、各居室トイレ・洗面所完備
合 計	14	
食 堂	1	
機能訓練室	1	
浴 室	2	一般浴室・特別浴室・特殊浴槽
医 務 室	1	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレは各居室内に1ヶ所、各階に1ヶ所(共用)設置されています。それぞれ手すり、洗面所が設置されています。

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1	1
2. 介護職員	20以上	17
内介護福祉士所持者	9以上	9
3. 看護師	1	1
4. 看護職員	2以上	2
5. 生活相談員	1	1
6. 機能訓練指導員	1	1
7. 介護支援専門員	1	1
8. 医師	1 (嘱託)	必要数
9. 管理栄養士	2	1

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤務体制
1. 医 師	毎週水曜日 13:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 7:00～16:00 3名 ・ 12:30～21:30 3名 ・ 21:15～ 7:15 3名 ・ 7:30-16:30, 8:00-17:00, 10:00-19:00 各若干名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9:00～18:00 2名

☆土日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

介護職員

ご契約者の日常生活上並びに健康保持のための介護を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。尚、介護福祉士資格所持者として6名の利用者に対して1名の配置とし、当事業所は9名以上の介護福祉士を配置しています。

生活相談員

ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。1名の生活相談員を配置しています。

看護師

ご契約者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、1名の常勤看護師を配置しています。

看護職員

主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員

ご契約者個々に適した機能訓練を実施します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員

ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。1名の介護支援専門員を配置しています。

医師

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

管理栄養士

ご契約者の栄養状態に着目した栄養管理が行われるよう管理栄養士を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

①食事

当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食： 8：00～ 9：00

昼食： 12：00～13：00

夕食： 18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。随時シャワー浴や個別入浴を行うことも可能です。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体状況に即した排泄援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・ご契約者の機能低下や寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦栄養マネジメント

- ・低栄養状態又はそのおそれのある利用者の方に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行います。

⑧重度化対応

- ・看護職員又は医療機関・訪問看護ステーションと連携し、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保しております。
- ・看取りのための個室を確保しております。

⑨看取り介護

- ・医師が終末期にあると判断した入所者の方については、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者本人又は家族等の同意を得ながら看取り介護を行います。

⑩口腔機能維持

- ・協力歯科医院と連携し、日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導を行います。

《サービス利用料金（1日あたり）》（契約書第6条参照）

下記の料金表（平成21年4月法改正）により、ご契約者の要介護度に応じた1.サービス利用料金から2.介護保険給付額を除いた3.自己負担額と4.食事及び5.居住に係る費用の6.合計金額をお支払い下さい。

①平成12年4月1日以降入所の方(単位:円) ※ 金額は全て日額です。

要介護度	1	2	3	4	5
1. サービス利用料金	6,510	7,220	7,920	8,630	9,330
2. 介護保険給付額	5,859	6,498	7,128	7,767	8,397
3. 介護サービスに係る自己負担額（1－2）	651	722	792	863	933
4. 食事に係る費用	1,500				
	*課税状況に応じた負担軽減措置が有ります。 [①300, ②390, ③650, ④1,500円の4段階]				
5. 居住に係る費用	320				
	*課税状況に応じた負担軽減措置が有ります。				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,471	2,542	2,612	2,683	2,753

②平成12年4月1日以前より入所の方(単位:円) ※ 金額は全て日額です。

要介護度	1	2・3	4・5
1. サービス利用料金	6,510	7,610	8,980
2. 介護保険給付額	5,859	6,849	8,082
3. 介護サービスに係る自己負担額（1－2）	651	761	898
4. 食事に係る基準費用額	1,380		
	*別途、負担軽減措置が有ります。		
5. 居住に係る基準費用額	320		
	*別途、負担軽減措置が有ります。		
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	2,351	2,461	2,598

* 市町への申請が必要です。

その他加算(共通) ※ 金額は全て日額です。

加算項目	自己負担額	介護保険給付額	サービス利用料金(合計)
個別機能訓練体制加算	12	108	120
看護体制加算（Ⅰ）	6	54	60
看護体制加算（Ⅱ）	13	117	130
栄養マネジメント加算	14	126	140
日常生活継続支援加算	22	198	220

看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下	80	720	800
看取り介護加算 死亡日以前2日又は3日	680	6,120	6,800
看取り介護加算 死亡日	1,280	11,520	12,800

その他加算 ※ 金額は月額です。

	自己負担額	介護保険給付額	サービス利用料金(合計)
口腔機能維持管理加算	30	270	300

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額は法により定められていますが、これに変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

《外出・外泊》(契約書第23条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、1ヵ月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して13泊以内とさせていただきます。なお、外泊期間中、1日につき320円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

1. サービス利用料金	3,200円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,880円
3. 自己負担額(1-2)	320円

☆契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する多床室(4人部屋)を提供します。

利用料金：1日あたり 320円 ※1

② 契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり1,500円 ※1、※2

③理髪・美容

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,500円

④特別な食事の提供

ご契約者のご希望により特別な食事を提供します。要した費用の実費をいただきます。

⑤貴重品の管理

本項目に関する詳細については別に定める「預り金等取扱い規則」によるものとします。

事務手数料：月額1,000円

(預り金等管理の概略)

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、年金証書等

○保管管理責任者：施設長

○出納方法：手続の概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理責任者へ提出していただきます。
- ・保管管理責任者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

⑥レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

※1 居住費(滞在費)・食費については、市町への申請により課税状況に応じた負担軽減措置が有ります。

※2 負担限度額が1段階から3段階までの方は1日当たりの食事利用料金の上限は、1,380円となります。

i) 主なレクリエーション行事予定 (例)

月		行事とその内容 (例)	備 考(行事食等)
1	お正月	おせち料理をいただき、新年をお祝いします。 ご希望の方には初詣に出掛けます。	おせち料理、七草粥他 鏡開き(ぜんざい)
2	節分	施設内で豆まきを行います。	巻き寿司
3	ひなまつり	ひな壇の飾り付けを行ない、甘酒・ひなあられ等をいただきます。	お寿司料理
4	お花見	施設の前に桜並木があります。 その桜の下でお花見をします。	お花見弁当
5	外出行事	新緑の季節、お弁当を持って外出します。	端午の節句に因んだ料理
6	保育園児の訪問	和太鼓の演奏、楽器演奏、劇などを通じて利用者の皆さんと園児のふれあいのひとときを過ごします。	
7	七夕会	七夕の笹飾りを作ります。 短冊に願い事を書いていただきます。	七夕に因んだ料理 土用の丑
8	夏祭り	模擬店、演芸、盆踊り等を催し、ご家族も招待し、交流の場としていきます。	模擬店を出店
9	敬老会	加古川市主催の敬老会に参加します。	敬老の日に因んだ料理
10	運動会	各種競技で楽しい汗を…。	運動会のお弁当
11	文化祭	地域ボランティアによる演芸会	文化の日に因んだ料理
12	クリスマス会	楽しい演芸、クリスマスの特別料理、サンタからのプレゼントもあります。	クリスマス会料理 餅つき、年越しそば

ii) クラブ活動

詩吟、絵画、書道、手芸 (材料代等の実費をいただきます。)

⑦複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録等以外の複写物を必要とされる場合、実費相当分をご負担いただく場合があります。

⑧日常生活

- ・ 日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ・ 衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。費用としては、代金の実費をいただきます。
- ・ おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨ご契約者の移送に係る費用

ご契約者の通院や入院及び外泊時の移送サービスを行います。

※距離等により計算した実費相当額をいただく場合があります。

⑩契約書第 21 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり居住費・食費も含む）は以下の通りです。

要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
8,880 円	9,590 円	10,290 円	11,000 円	11,700 円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は別途料金についてご相談させていただきます。

なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には上記の表により計算した金額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日以降所定の金融機関口座より引き落としさせていただきます。なお、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

①協力医療機関

名 称	所在地	診療科
はりまクリニック	加古川市尾上町池田 621-1	内科・胃腸科・リウマチ科・精神科
はりま病院	加古川市尾上町長田 525	外科・整形外科・リウマチ科
いなみ野病院	加古川市平岡町土山 423-2	内科、リハビリテーション科

②その他協力医療機関

名 称	所在地
山田歯科医院	加古川市平岡町新在家 1474
平松眼科医院	加古川市平岡町新在家 2-274-8
小川皮膚科医院	加古川市平岡町新在家 88-1

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下の様な事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第5条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第6条、第17条参照）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第8条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設に入所した場合
- ⑥ ご契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第20条参照）

当施設に入所中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

i 3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することが出来ます。ただし、入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設の短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、入院の翌日から月々6日（入院期間が月をまたがる場合最大12日）を限度に、実際の入院日数分の利用料金をご負担いただきます。

入院時の利用料金は、1日につき320円です。

なお、ご契約者の同意を得て居室をショートステイ等に利用した場合この料金は不要です。

ii 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超える入院が見込まれる場合、契約を解除することがあります。ただし、契約を解除した場合であっても、3ヶ月以内に退院した場合、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、施設が満室の場合など、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用できるよう努めます。

iii 入院が3ヶ月を超えた場合

入院が3ヶ月を超えた場合、契約を解除することがあります。この場合、当施設へ再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第19条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。また、契約書第18条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

○病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人（契約書第22条参照）

(1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。

(2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

(3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。また、こればかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。

(4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合に

は、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくことになります。

- (5) 身元引受人が死亡したり破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いする場合があります。

☆ 身元引受人は、身元引受人が上記の処理を行なうことに関して、別紙「金品引渡し承諾書」により、事前に親族の承諾を得るものとします。

1 1. 苦情の受付について（契約書第 25 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 相談受付窓口 塩原 誠士
- 受付時間 月～金 9：00～18：00
- 苦情解決責任者 園 長 日下部輝男

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
	電話番号	(078) 332-5617
	FAX	(078) 332-5650
	受付時間	9：00～17：15 月～金
各市町介護保険担当課	所在地	加古川市役所
	電話番号	0794-24-1151(代表)

1 2. サービス提供における事業者の義務（契約書第8条、第9条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合にはご契約者の同意を得ておこないます。

1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、原則として持ち込むことができないものがあります。

(2) 面会時間 9：00～18：00（事務所業務時間）

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。（上記時間外は当直者へ）

なお、来訪される場合、危険物の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊（契約書第23条参照）

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。但し、外泊については、最長で月8日間（月をまたがる場合は、最大14日間）とさせていただきます。

(4) 食事が不要な場合は前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、前記8(1)（サービス利用料金表記載参照）に定める「食事に係る費用」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第10条・第11条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとします。但しその場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

1 4. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

1 5. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみどり園

説明者職名 印

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者(利用者)

住所

氏名

印

身元引受人

住所

氏名

印

(契約者との続柄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所

氏名

印

(契約者との関係)

個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族等の個人情報については『指定介護老人福祉施設入所契約書』第9条に基づき、下記の場合においてその必要とする範囲内で使用することに同意します。

記

- 1 介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員と介護サービス事業者との間に開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 2 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- 3 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師、看護師等に説明する場合
- 4 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 5 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

平成 年 月 日

特別養護老人ホームみどり園 御中

利用者 住所
氏名 印

利用者家族 住所
氏名 印

利用者は、署名が出来ない為、利用者の意思を確認の上、署名を代行します。

署名代行者 住所
氏名 印